

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		景観協定の廃止の認可
根拠法令及び条項		景観法第88条第1項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>景観法第88条第1項の規定による。</p> <p>(景観協定の廃止)</p> <p>第88条 景観協定区域内の土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、第81条第4項又は第84条第1項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	過去に申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難であるため未設定。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)